

会 議 結 果

名 称 厚木愛甲環境施設組合事業懇話会
日 時 平成28年7月27日（水）午後2時～午後3時38分
場 所 厚木商工会議所303中会議室
出席者 【構成員】12人
厚木市 6人
愛川町 3人
清川村 3人
【組 合】
事務局 7人

【会議概要】

1 開 会

2 あいさつ 霜島副管理者

3 自己紹介

4 案 件

（1）会長及び副会長の選出について【資料1】

- ※ 構成員の任期満了に伴う委員の変更が生じ、会長及び副会長が欠員となっているため、事務局
長が仮議長となり進行
- 事務局から厚木愛甲環境施設組合事業懇話会設置要綱について説明。
 - 構成員の互選により、会長に厚木市の渡邊勝三氏、副会長に愛川町の中島良一氏が選出される。

（新会長あいさつ）

（2）厚木愛甲環境施設組合の概要について【資料2】

- 事務局から資料2に基づき説明

【質疑等】

委 員） 事業懇話会とごみ中間処理施設整備検討委員会の位置づけについて説明願います。

事務局） ごみ中間処理施設整備検討委員会は条例に基づいて設置されているものであり、位置づけは付属機関です。事業懇話会は、要綱により事業の透明化を図る目的で設置した任意の団体です。資料の組織体制図は事務執行するための主要な骨組みを記載したものであり、事業懇話会や検討委員会は記載しておりません。

（3）施設整備計画及び進捗状況について【資料3、4】

（４）平成28年度組合事業について【資料５】

○ 事務局から資料３、資料４及び資料５に基づき説明

【質疑等】

委 員） 最終処分場は平成24年度に稼働する計画であったが遅れが生じ、最終的には清川村が取得した最終処分場整備予定地には建設しないこととなりました。私は、棚沢に建設する予定であった中間処理場の建設を反対運動のために断念することとなり、これが最終処分場建設の遅れの要因となったと聞いています。最終的には、清川村の最終処分場整備予定地に建設しないことを決定しておりますが、この決定に際して清川村選出の２人の議員はどのような意見を持っていたらっしゃいましたか。また、建設中止に伴い清川村に返ってくる金額はどのくらいですか。

事務局） 平成27年３月議会において計画変更の方針が管理者の施政方針として示されました。その際に清川村選出議員から、これまで清川村は組合の方針どおりに進めてきたが、なぜ今さら整備を中止するのかとの質問がありました。組合設立当時のごみ処理方法は熔融機能を持つ施設を作って焼却灰をスラグにして埋めるという方法が一般的なものでしたが、現在は焼却処理技術が大きく進化し、焼却灰をスラグにして埋めるのではなく、焼却灰そのものをセメント等の原料にすることが可能になってきました。このため、最終処分場の建設を中止したのですが、清川村では既に最終処分場用地を取得していることもあり、当組合では清川村や地元あすなろ会に出向いて何度も説明をした結果、関係する皆様から御了承をいただきました。また、清川村との清算については既に約5,300万円を支払っており終了しています。

委 員） 中間処理施設建設予定地の5.6haを嵩上げすることに関して４点質問します。

- 1 建設候補地再検討委員会で建設予定地を選定したとのことですが、その選定理由の１つはコストが安くなるというものでした。選定事務を行った時点で既に建設予定地が浸水地域に指定されていたにもかかわらず、このことを考慮に入れていなかった点を指摘しておきます。嵩上げを行うことで、それに要する費用を加味するとコストが安くなるという選定理由が完全に破綻していることとなります。
- 2 嵩上げをすることによって金田地域で使用している井戸が影響を受けるのではないかと心配している人が多数います。アセスにも関連するかと思いますが、十分な調査をしていただくようお願いします。
- 3 嵩上げに使用する土砂はどのようなものなのか、この土砂に関しても新たな懸念が生じてきます。最近、国では千葉の工事に関して放射性を持った土砂を使って良いとの決定をしていますが、その工事場所である市はその土砂の使用を拒否しています。これと同様に金田の住民としては、放射性を帯びた土砂などは金田に持ってきてほしくないということです。このため、嵩上げのための土砂についても管理していただきたいと思いま

す。

4 災害廃棄物置場についてですが、廃棄物を持ち込んだときにどのような状態になるのかについて、東北の被災地を視察した際の経験をお話します。発災の2年後に現地に行ったのですが、中学校等の公共の場所に災害廃棄物がうず高く積まれていました。このように、一旦持ち込まれた災害廃棄物は相当長い間放置されるということになります。廃棄物は腐敗や腐食が進み悪臭や害虫の発生等が考えられますが、建設予定地の周辺は稲作地域ですので害虫等の影響で稲が被害を受けることがないようにお願いします。

事務局) 1番目の建設候補地選定に関することは厚木市が行った事務ですので、この場でのコメントは控えさせていただきます。2番目の嵩上げに伴う御心配ですが、この件についてはアセスを進める中で慎重に検討していきたいと考えております。3番目の搬入する土砂については土壌検査等を行って安全な土砂を搬入いたします。4番目の災害廃棄物置場への御心配ですが、国が出している災害廃棄物対策指針に災害廃棄物仮置場はこうあるべきとの記載があり、その中には悪臭対策や害虫対策の記載もありますので、この指針の規定に基づいて地元の皆様に御迷惑が掛からないよう管理してまいります。なお、現在、地元の皆様にお約束している内容は、各地域に設置される災害廃棄物一次置場で分別された可燃物だけを持ってくるようになっております。御質問のとおり腐敗や悪臭が心配されますが、腐敗が心配されるものは優先的に中間処理施設で処理するなど検討してまいります。

委員) 基本計画では煙突の高さを59mとしています。航空法の規制から59mになったと聞いています。また、景観に配慮して高さを決定したとも伺っていますが、景観に関しては人によって感じ方が違うので曖昧なところもあるかと思っておりますので、より科学的根拠に基づいて決定すべきだと思います。

次に、ダイオキシンについてですが、厚木市環境センターが行った金田地区内の土壌中のダイオキシン濃度のデータは、国が公表している全国の土壌調査によるダイオキシン濃度の平均値の20倍から30倍近い濃度となっています。煙突が高いということは拡散効果がより期待できるため、59mよりも高い煙突も検討するべきではないでしょうか。なお、最近建設されている中間処理場の煙突の高さは、相模原南清掃工場で100m、平塚で80m、秦野伊勢原で80mとなっています。また、都内の三鷹市や調布市では100mとなっています。新しく建設しようとしている当組合のごみ処理施設はなぜ59mなのかと疑問に思っています。

事務局) 煙突の高さとして59mとしているのは全国的に平均的な高さを仮に設定したものです。60mを超えると航空法の規制で点滅ランプが必要となりますのでこれを避けて59mを仮設定しています。今後、アセスを進める中で大気への影響を予測し必要な拡散効果を検討する中でより望ましい煙突高さを検討してまいります。

土壌のダイオキシン濃度については、当組合では把握していないのですが、このデータ

はどの部署が出したものでしょうか。

委 員 厚木市環境センターが測定した金田地区の土壌中ダイオキシン濃度の分析データです。

事務局 アセスを進める中で説明会を開き、煙突高さの事だけでなく全般について説明をしていきたいと考えております。

委 員 水銀の自主規制値は0.05ミリグラム/ノルマル立方メートルの濃度ということについて、現在、排ガスの水銀濃度を規制する法律はありませんが、今後数年で規制されると聞いています。組合は今後も、0.05の値は変えないで進めるのでしょうか。

事務局 環境省の諮問機関である中央環境審議会で0.03ミリグラム/ノルマル立方メートルとする方向で検討しているという情報を得ています。こうした状況を踏まえて今後検討していきたいと考えております。

委 員 新ごみ処理施設のスペック等は資料に記載されていますが、これは組合で評価を済ませたものですから、私どもには良し悪しの判断はできませんので、事務局にお任せしたいと思います。ただ、一点お伺いしたのですが、この施設から排出される二酸化炭素の排出量はどのくらいになるのでしょうか。

事務局 今後、施設の検討をする中で二酸化炭素の排出量を算出し、この会議に御報告したいと思います。

委 員 次回の会議の際に報告してください。

委 員 焼却灰の発生量はどの程度でしょうか。また、リサイクルのためのストック場はどこになるのでしょうか。

事務局 処理量の約10%の灰が出ますので1日約27トンと想定できます。現厚木市環境センターから出る焼却灰はストックすることなく民間の最終処分場に運んでいます。新施設の灰は最終処分場に運んで処理するのではなく、セメントや砂や石の原料として利用しますが、やはりストックすることなく民間のリサイクル工場に搬出します。

委 員 過去において民間委託した受託業者による不法投棄が問題になったので確認させていただきました。

会 長 ほかにございますか。

なければ、質疑は終了します。

5 そ の 他

事務局 次回の第2回懇話会につきましては施設見学会を年内に開催する予定です。開催日及び視察場所につきましては会長、副会長に一任でよろしいでしょうか。

委 員 視察場所は何箇所ですか。

事務局 午後に出発する予定ですので、あまり遅くならずに帰ってこられる日程で考えております。

委 員 東京二十三区の組合事務所を視察したいと思いますので、検討していただきたいと思い

ます。

事務局) 提案がありました東京二十三区一部事務組合についても候補に入れて日程と視察先については会長・副会長に一任していただけますか。

委 員) はい。

事務局) それでは、御同意いただきましたので、日程等が決まり次第連絡させていただきます。

委 員) 事業懇話会は新ごみ中間処理施設だけを議題とすることになっていますか。

事務局) 組合事業に関することを議題とすることになります。

委 員) 現厚木市環境センターに関することも議題とすることが可能ですか。

事務局) その件は厚木市の事業ですので、議題にすることはできません。

閉 会 中島副会長

平成 2 8 年度第 1 回厚木愛甲環境施設組合事業懇話会次第

日 時 平成 2 8 年 7 月 2 7 日 (水)
午後 2 時から

場 所 厚木商工会議所 3 0 3 中会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 案 件

(1) 会長及び副会長の選出について【資料 1】

(2) 厚木愛甲環境施設組合の概要について【資料 2】

(3) 施設整備計画及び進捗状況について【資料 3、4】

(4) 平成 2 8 年度組合事業について【資料 5】

5 そ の 他

6 閉 会

厚木愛甲環境施設組合事業懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木愛甲環境施設組合（以下「組合」という。）が実施する事業の情報提供を図るとともに事業の透明性を確保するため、住民の意見を聴取し、円滑な事業遂行の一助となるよう、厚木愛甲環境施設組合事業懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ごみ処理施設の整備に関する事項
- (2) 組合が実施するごみ処理に関する事項
- (3) その他組合実施事業に関すること。

(組織)

第3条 懇話会の構成員は、12人以内とし、公募及び環境問題に係る団体等から選出する。

2 構成員の任期は、2年とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 懇話会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、組合事務局で処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年8月2日から施行する。
- 2 この要綱施行後最初の懇話会の会議は、管理者が招集する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

厚木愛甲環境施設組合の概要

実施する事業の範囲

厚木愛甲環境施設組合とは

一般廃棄物(ごみ)の共同処理を目的として、組合の構成市町村(厚木市、愛川町及び清川村)により平成 16 年 4 月に設置された一部事務組合です。

当組合は、構成市町村と連携しながらごみ処理施設の整備を通じて循環型社会の形成に取り組んでいます。

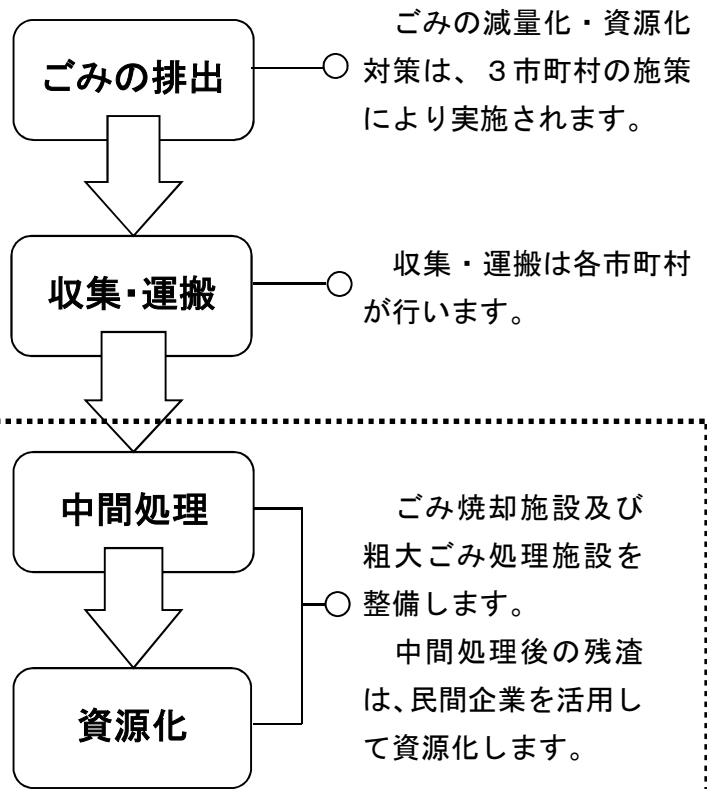
一部事務組合とは、地方自治法で規定された特別地方公共団体です。

○ 組合章

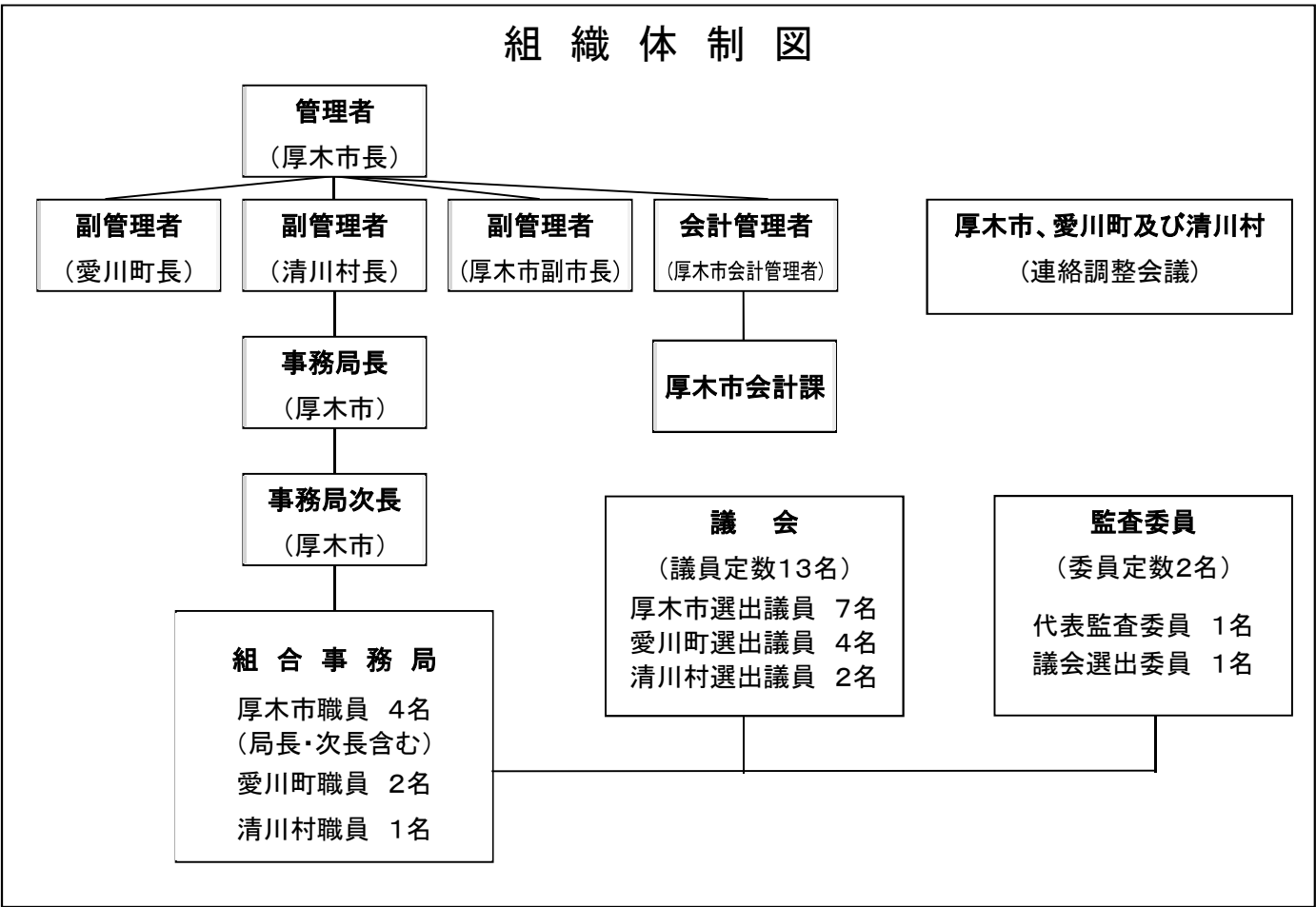
当組合の組合章は、3 市町村の緑豊かな自然環境の象徴である山を題材に形及び緑色で表現し、3 本のラインは、厚木市、愛川町及び清川村を意味しています。



中央の矢印は、資源循環型社会を表現しており、全体のシルエットを厚木愛甲の頭文字である「A」でまとめたものです。



組織体制図



中間処理施設及び最終処分場整備に係るこれまでの経過

年度	全体		最終処分場		中間処理施設	
	事業・計画・調査等		事業・計画・調査等		事業・計画・調査等	
H15	●一般廃棄物(ごみ)の共同処理に関する合意書(H15.11) ●厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画(H15.12)		●一部事務組合設立に係る構成市町村の合意 ●施設配置 中間処理施設 厚木市 最終処分場 清川村 次期最終処分場 愛川町			
H16	●厚木愛甲環境施設組合設立(H16.4)					
H17	●厚木愛甲環境施設組合事業懇話会発足(H16.8)		●稼働時期 中間処理施設：H24年度 最終処分場：H24年度 ●施設規模 中間処理施設：325 t/日 最終処分場：62,000㎡			
H18			●稼働時期 中間処理施設：H24年度⇒H32年度 最終処分場：H24年度⇒H32年度 ●施設規模 中間処理施設：325 t/日⇒290 t/日 最終処分場：62,000㎡		●焼却方式を溶融3方式に絞り込む	
H19	●厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画(H20.3)		●最終処分場施設整備基本構想(H19.3)		●建設候補地(棚沢)の白紙撤回	
H20			●清川村から建設候補地4箇所選定報告(H17.6)		●厚木市から建設候補地(棚沢)選定報告(H17.6)	
H21			●清川村から候補地選定報告(H18.7)		●焼却方式：溶融3方式から選択 ●施設規模：330 t/日	
H22	●稼働時期 中間処理施設：H32年度 最終処分場：H32年度⇒H28年度 ●施設規模 中間処理施設：290 t/日 最終処分場：62,000㎡		●最終処分場整備予定地買収(H20.3)		●厚木市から候補地の再検討を決定(H19.12) ●中間処理施設建設候補地再検討委員会設置(H20.4)	
H23	●厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画改訂(H22.12)		●最終処分場施設整備基本計画(H22.3)		●建設候補地を金田地区とする意思決定(H23.7)	
H24			●生活環境影響調査(H22.12～H23.11)		●金田地区(現環境センター北側) 計画敷地面積：約1.8ha	
H25			●保安林解除申請書提出(H25.2)		●金田地区環境保全委員会建設部会発足(H25.3)	
H26	●正副管理者の協議により決定		●最終処分場施設整備実施設計(H25.6～H27.3)		●新ごみ中間処理施設建設に伴う基本協定書締結(H25.11) ●中間処理施設建設候補地選定(H25.11)	
H27	●溶融施設の設置見合わせ ●焼却灰を資源化 ●最終処分場の整備時期等は慎重に検討		●事業計画の再考		●地権者への事業説明会(H26.3) ●金田地区環境保全委員会建設部会(H26.4)	
H28	●△現在		●最終処分場施設整備保留の意思決定(H26.11)		●ごみ中間処理施設整備検討委員会発足 ・第1回検討委員会 H26. 2. 26 ・第2回検討委員会 H26. 4. 23 ・第3回検討委員会 H26. 6. 25 ・第4回検討委員会 H26. 9. 19 事業区域調整のため中断	
H29	●中間処理施設 稼働時期：H37年度		●管理者施政方針(H27.3)		●厚木市から候補地北側約3.8haを 災害廃棄物一時保管場所とする提案 ↓↓↓ 組合が災害廃棄物一時保管場所を一体で 整備することを決定(1.8ha+3.8ha=5.6ha)	
H30	●焼却方式：ストーカ式		●保安林解除申請書取下げ(H27.3)		●第5回検討委員会 H27. 9. 18 ●第6回検討委員会 H27. 11. 19	
H31	●焼却灰：溶融施設は設置せず全量資源化		●最終処分場整備整備中止の決定(H27.8)		●ごみ中間処理施設整備基本計画(H28.3)※資料4	
H32	●その他：災害廃棄物一時保管場所機能を備える ●最終処分場 施設整備は行わない				●基本計画(案)地元説明会(H27.12) ●基本計画(案)パブリックコメント(H28.1)	
			●【第4回検討委員会】 ●計画面積約1.8haでは余裕がないので 拡張できないか、との意見が出され、 事業区域調整のため約1年間中断		●中間処理施設整備基本設計(H28.7～H31.12) ●環境影響評価(H28.7～H31.12)	
					●測量調査(H28秋頃) ●都市計画決定(H32.3)	
					●工事	
					●新ごみ中間処理施設稼働予定(H37～)	
					●住民説明会(時期未定) ●地権者説明会(時期未定)	
					●中間処理施設：稼働時期：H37年度 焼却方式：ストーカ式、施設規模：273 t/日 ●粗大ごみ処理施設 施設規模：20 t/日 ●施設整備・運営・管理：DBO方式 ●浸水対策のため2m嵩上げ	

本計画は、現在のごみ処理施設の現状を踏まえ、新たなごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設を整備することで厚木愛甲環境施設組合の構成市町村(厚木市、愛川町、清川村)によるごみ処理広域化を実現するため策定したものです。また、計画策定に当たっては、東日本大震災の教訓から大規模災害に備えた機能を持つ施設としています。

現在、構成市町村の可燃ごみを焼却している厚木市環境センターは、昭和62年竣工のため、施設の老朽化が進み更新が必要となっている。

厚木愛甲環境施設組合の構成市町村である
厚木市、愛川町、清川村によるごみ処理広域化
の推進

- ・廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月)
 - ⇒ 大規模災害時においても稼働を確保し、地域の防災拠点として整備する。
- ・災害廃棄物対策指針(平成26年3月)
 - ⇒ 災害廃棄物の一時保管場所の確保

- ・平成25年11月、施設建設候補地を厚木市金田地区に決定(面積約1.8ha)。その後、災害廃棄物一時保管場所設置のために平成27年8月に面積を約5.6haに拡張
- ・平成26年2月に学識経験者等で構成する「厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会」を設置。その後基本計画策定に向けた検討委員会を平成27年11月までに6回開催

ごみ中間処理施設整備基本計画策定

2 施設整備の基本方針

- ♥ 施設周辺の生活環境保全に配慮した施設とします。

- 敷地周辺住民が安心して生活できる施設とします。

- ♥ 維持管理が容易で、耐久性に優れ、トラブルが無く連続運転できる施設とします。

- 最新のごみ処理技術を取り入れた、処理性能に優れた施設とします。

- 施設から発生する熱エネルギーを効率よく有効に利用
する施設とします。

- ♥ 設備は合理的でコンパクトなものとし、建設費、維持管理費を節減した施設とします。

- ♥ 建物の形状や色彩及び敷地周辺の緑化を十分配慮した施設とします。

- ♥ 住民が集い、学び、触れ合うことのできる機能を導入した施設とします。

- 大規模災害に備え、地域住民の避難所としての機能や災害廃棄物一時保管場所を備えた施設とします。

3 新施設の施設規模

項 目 / 備 註	二 次 補 救 期 間	指 入 二 次 補 救 期 間
計画目標年度（年度）	平成 27 年度	平成 27 年度
計画の概要（事項）	98, 848 t	2, 793 t
施設規模（処理量）	273 t / 日	20 t / 日

CONCLUSIONS

於該報刊載，並附註明轉引自「二六四年度發展計劃」計畫，設計編號 2006-001 號。至於「二六四年度發展計劃的編製」一事，

26. 總產值 = 計劃年總日平均產量 × 單位效率 × 調整係數

- ・計画期間の平均地価＝計画年度平均の年間地価 $\times$ 年数 $\rightarrow 3000$ 円
- ・固定価格 $\rightarrow 0.767 \times 2000$ 円 $\rightarrow$ 年間地価費が 1534 円
- ・年間地価費が 2000 円 $\rightarrow 3000$ 円 $\rightarrow 45$ 日 $\rightarrow$ 年間停止日数
- ・年間停止日数 $\rightarrow 60$ 日
 - $\rightarrow$ 補償期間期間 (10 日) $\rightarrow$ 補償完成期間 (30 日) $\rightarrow$ 全停止期間 (70 日)
 - $\rightarrow$ 延期に関する日数 (9 日) $\rightarrow$ 停止に要する日数 (9 日)
- ・調整係数 $\rightarrow 0.90$ $\rightarrow$ 平均を算出し、地域仕向のため調整力が低下することを考慮した係数

北大三教門牌四四(四)一號陳其南先生收(附郵票) 謹啟

- 國庫券面額： $(1.40 - 0.02) \times (1.19/1.1) = 0.62$ 元
- 國庫券到期收益： $1.12 - 1.19/1.1 = 2.5\%$ $(1.14/1.1) = 4.5\%$ $(1.13/1.1) = 2.7\%$

Abstract

計算式(単位:円/㎡)	計算過程	支給標準	標準 計算式	標準 金額	支給標準
300	300-1.300	0.7	100	100×0.7=70	300-70=230
650,000	100.1	0.300	0.90	240	230

● 视觉传达设计(第2版) 第1章 绪论

計算客車車次 總量 (千/日)	計算總量	客運總量	客運客 車總量	總客量	客運客量
(1)	(2)=1/200	(3)	(4)	(5)=(3)+(4)	(6)=(5)×90%
2,791	13.95	0.000	1.15	14	12.6

4 公害防止計画

(1) 排ガスの基準

項目	測定項目	測定基準値
pH	0.01 g/L以下	0.01 g/L以下
同定値	0.01 g/L以下 平均値 11.4	0.01 g/L以下
塩化水素	0.01 g/L以下	0.01 g/L以下
硫酸銅	0.01 g/L以下	0.01 g/L以下
メチルオレンジ	0.1 mg/100 mL以下	0.05 mg/100 mL以下
水素	—	0.01 mg/L以下
一般化炭素 (4種類平均)	100 g/L以下	200 g/L以下

※煙突の高さは59mと計画しております。

(2)排水の基準

厚木市の下水道条例基準値以下とします。

(3) 騒音振動の基準

神奈川県生活環境の保全等に関する条例における基準値以下とします。

(4) 臭気の基準

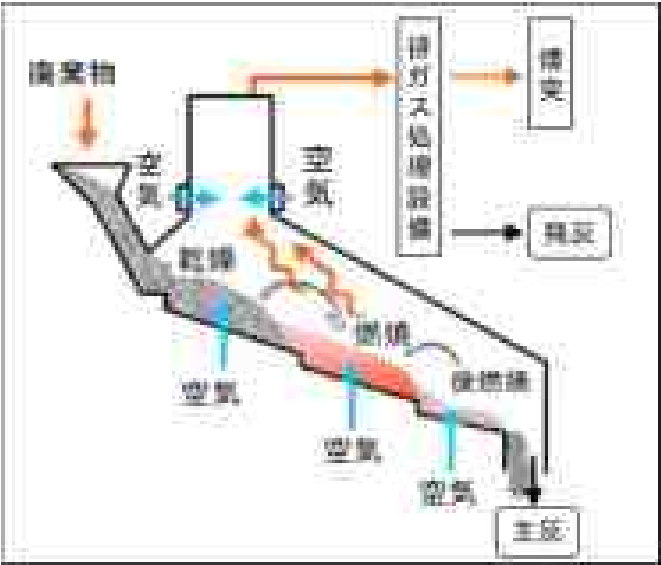
厚木市の臭気指数規制値以下とします。

5 ごみ焼却施設（高効率ごみ発電施設）整備計画

(1)焼却方式

新施設には溶融施設を設置せず、民間委託により焼却残渣を全量資源化する方針としましたことから、焼却炉は資源化に適しているストーカ式を採用します。
なお、運転性、経済性、発電効率の面から2炉構成としました。

《ストーカ式焼却炉の略図》



(2)ごみピット容量

項目	単位	ごみピットの容量 (t)
必要容量	立方	約 100 立方
必要容量	立方	約 100 立方

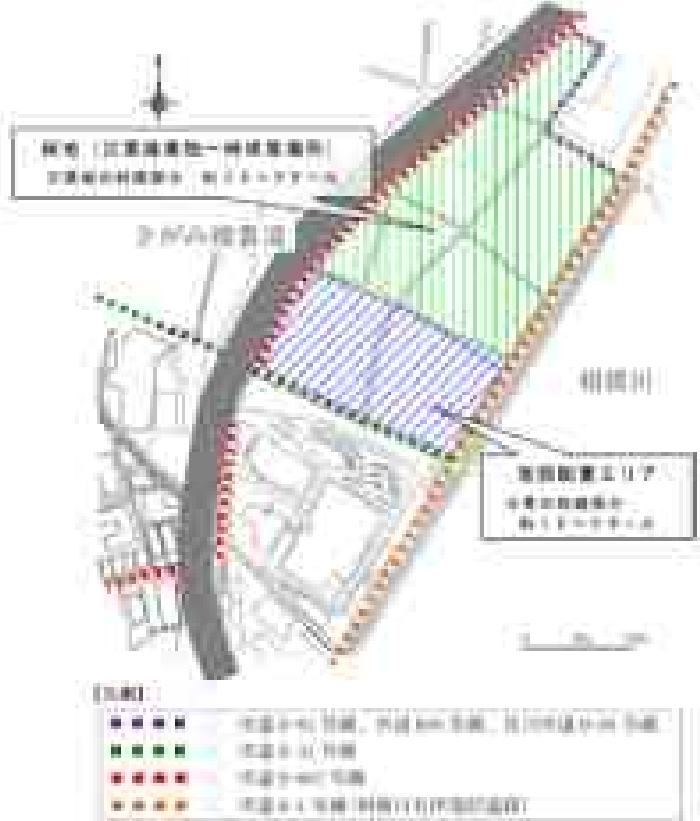
(3)基本処理フロー



6 建設予定地

(1)建設予定地の用途概要

新施設の施設配置エリアは、敷地の南側部分、約1.8ヘクタールを基本とし、敷地の北側部分、約3.8ヘクタールは、緑地として整備するとともに構成市町村の災害廃棄物一時保管場所として位置づけ、一体的に整備します。



(2)施設配置・敷地内動線計画



※国の廃棄物処理施設整備計画に基づき、浸水対策のため敷地は2mかさ上げします。
※車両の出入口は周辺環境に配慮し堤防道路側としました。

7 新施設の整備スケジュール

項目	年度	H26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
施設整備基本計画													
測量調査													
施設基本設計													
①実施計													
②現地調													
③予測評													
事後調査													
都市計画決定													
法規制解除・用地取得													
要求水準書作成 事業者選定													
地質調査・土地造成 施設実施設計・建設工事及び特別高圧送電線工事													

※ 緑色の矢印（施設基本設計ほか）は、関連性が強いとため並行して実施する。
※ 法規制解除は、農用地区域除外及び農地転用のことで、その後、用地売買契約
※ 施設実施設計後、特別高圧の接続供給申込み。 鉄塔に係る建設工事は、電力会社が実施

8 施設の整備・運営・維持管理計画

ごみ中間処理施設整備検討委員会の検討の結果、公共が資金調達し、公共の施設として民間企業が施設の設計・建設、維持管理を一括して行うDBO方式(Design-Build-Operate)を採用することとしました。

9 施設建設費試算額（税抜き）及び財源

項目	施設建設費	交付金	一般財源	総計額
ごみ焼却施設	10,000,000	6,666,667	3,333,333	1,000,000
燃灰処理施設	2,000,000	1,333,333	666,667	400,000
合計	12,000,000	8,000,000	4,000,000	1,400,000

※施設整備に係る計画支援事業費及び用地費は含まれていません。
※交付金は循環型社会形成推進交付金で、交付率は通常1/3ですが、高効率発電施設の部分は1/2となります。
※起債の上限は、交付裏(交付金の交付対象事業から交付金を差し引いた額)の90%、交付金の対象外事業の75%となっています。
※一般財源は、構成市町村の負担金です。

平成 28 年度厚木愛甲環境施設組合事業計画

1 事業方針

一般廃棄物（ごみ）の共同処理開始に向け設置された厚木愛甲環境施設組合は、設置後 13 年目を迎え、引き続き、緑多い豊かな自然環境を次世代に引き継げるよう環境に配慮した一般廃棄物処理施設の整備に向け、事業の着実な推進を図るため、次に掲げる諸事業に取り組んでいくものとします。なお、これらの事業執行に当たっては、住民に愛され地域に開かれた施設を目指し、施設整備に努めるものとします。

2 事業内容

- (1) 厚木愛甲環境施設組合議会の開催（8 月、3 月）
- (2) 厚木愛甲環境施設組合議会先進事例視察の実施（11 月）
- (3) 厚木愛甲環境施設組合監査の実施
（例月出納検査＝毎月、決算審査＝7 月、定期監査＝2 月）
- (4) 厚木愛甲環境施設組合連絡調整会議の開催（随時）
- (5) 厚木愛甲環境施設組合事業懇話会の開催（年 3 回）
- (6) 組合ホームページの管理・運営（随時）
- (7) 市町村広報紙及び組合だよりによる情報提供（随時）
- (8) 情報公開審査会・個人情報保護審査会の開催（随時）
- (9) 施設整備に向けた事業
ごみ中間処理施設整備に係る事業
 - ・施設整備検討委員会（専門部会含む）
 - ・施設基本設計、環境影響評価、都市計画手続等
 - ・測量調査
 - ・住民説明会、地権者説明会





クリーンあつあい

発行：厚木愛甲環境施設組合
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15
☎046-297-1153 FAX 046-221-5322
E-mail: atsugi-aiko@r3.dion.ne.jp

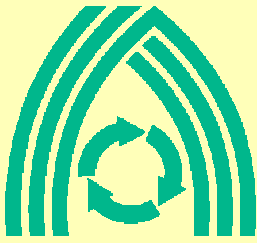
厚木愛甲環境施設組合

厚木愛甲環境施設組合は、平成16年4月1日に厚木市、愛川町および清川村の3市町村が、ごみの共同処理をするために設置した小さな役場（一部事務組合）です。

3市町村から事務局職員として7人が派遣され、組合議会議員として13人が選出されています。

組合議会は、3月と8月に定例会が開催されます。（裏面参照）

ごみ中間処理施設の建設・管理・運営	
現在の厚木市環境センター	厚木市
新たなごみ中間処理施設	厚木愛甲環境施設組合



組合章

3市町村の緑豊かな自然環境の象徴である山をモチーフとして、形および緑色で表現し、3本のラインは3市町村を意味しています。中央の矢印は資源循環型社会を表現しており、全体のシルエットを厚木愛甲の頭文字でもある「A」でまとめました。

施設整備事業

平成27年度に「ごみ中間処理施設整備基本計画」を策定しました。

平成28年度は、次の事業を進めていきます。

- ・施設整備検討委員会の開催
平成28年度から新たに専門部会を設置しました。
- ・環境影響評価および基本設計の着手
（委託業者名：国際航業㈱、契約期間：平成31年度まで）
- ・測量調査など

ごみ中間処理施設整備基本計画（概要）

建設予定地：厚木市金田1611-イ-1ほか

事業区域：約5.6ヘクタール

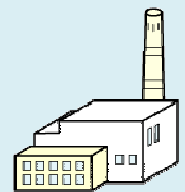
ごみ焼却施設

- ・処理能力：273トン/日
- ・焼却方式：ストーカ式
- ・煙突の高さ：59メートル

粗大ごみ処理施設

- ・処理能力：20トン/日

稼働開始目標年度：平成37年度



3市町村のマスコットキャラクター♪



©厚木市

厚木市 あゆコロちゃん

性別：男の子

誕生日：2月1日

性格：好奇心旺盛でやんちゃ

好きな食べ物：厚木名産や特産物が好き。でもその中でやっぱり一番の好物は新鮮な果物



©愛川町

愛川町 あいちゃん

性別：男の子

誕生日：1月15日

性格：のんびり、おっとり

好きな食べ物：お水、スイーツ全般



©清川村

清川村 きよりゅん

性別：男の子

誕生日：9月30日

性格：照れ屋だけど目立ちたがり

好きな食べ物：地元で採れた無農薬野菜

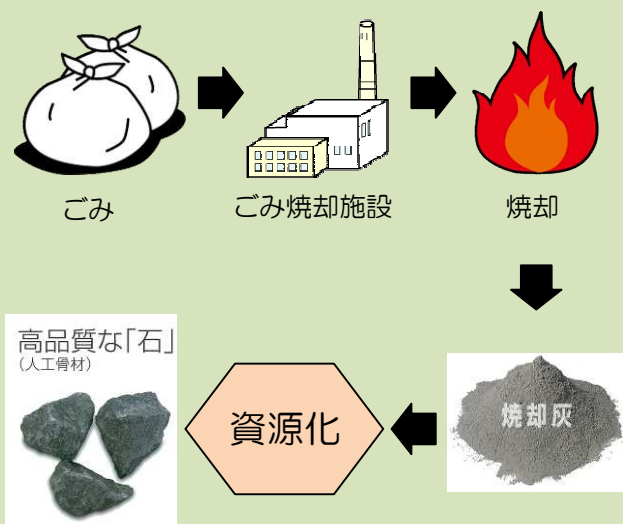
裏面にも
ぼくがいるよ!

焼却灰を資源に

ごみ焼却技術や資源化技術の進展により、現在は埋め立て処分している焼却灰を資源として再利用することが可能となりました。

組合では、平成 27 年度に厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画の見直しを行い、新たな中間処理施設（ごみ焼却施設）から排出される焼却灰は全量資源化する方針としました。

ごみのゆくえ



組合議会のお知らせ

平成 28 年組合議会第 2 回定例会は次の日程で開催する予定です。

日時：8 月 25 日(木)午前 10 時～（予定）

場所：厚木市役所 5 階・第 2 委員会室

組合議会議員（13 人）

厚木市議会選出（7 人）

釘丸久子、石井芳隆、沼田幸一（議長）

高田浩、寺岡まゆみ、高橋豊、田口孝男

愛川町議会選出（4 人）

小島総一郎、小倉英嗣、佐藤茂、佐藤りえ

清川村議会選出（2 人）

藤田義友、川瀬正行（副議長）

※平成 27 年 10 月 16 日現在



3市町村情報コーナー

道の駅「清川」に行ってみよう！

ぼくが
紹介するよ！



清川村に県内で 18 年ぶり、3 番目となる道の駅が昨年 11 月にオープン！

もともとは、村民と都会の人たちとの交流の拠点としてつくられた交流促進センター「清流の館」だったけど、機能や役割を大きくして道の駅にしたんだよ。

村内で採れた新鮮な野菜をはじめ、特産品であるお茶を使った「きよりゅんあいすお茶味」や「清川茶そば」などのオリジナル商品もあるよ！

詳しくは道の駅「清川」のホームページを見てね！

営業時間：午前 10 時～午後 6 時

休館日：月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始

※駐車場、トイレ、休憩室は休館日も含め 24 時間利用できるよ！

電話番号：046-288-2700

(<http://michinoeki.kiyokawamura.jp/index.html>)

